

2017年8月4日

商務部、外商投資企業の備案管理弁法を改定 外資による M&A も備案制に

商務部は 2017 年 7 月 30 日付で≪<外商投資企業設立および変更備案管理暫定弁法>改定に関する決定≫ (商務部令 2017 年第 2 号、以下「改定弁法」) を公布・施行し、従前の≪外商投資企業設立および変更備案管理暫定弁法≫ (商務部令 2016 年第 3 号、以下「旧弁法」) を改定しました。

今回の改定に先立つ 2017 年 6 月に公布された≪外商投資産業指導目録(2017 年改正)≫および≪自由 貿易試験区外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2017 年版)≫において、一部を除く外資 による M&A に備案(届出)管理が適用されることが明記されていました。

今回の改定はこの変更事項を反映させ、M&A を含む外商投資企業の設立/変更の備案手順などを改めて明確化したものです。

※ SMBC NEWS 【2016】24号、【2017】20号ご参照。弊行ホームページに当 NEWS バックナンバーを掲載しております。 (http://www.smbc.co.jp/hojin/international/global_information/smbccnrep.html)

1. 旧弁法からの変更点

2016年10月公布の旧弁法は、外商投資企業の設立・変更手続において、参入特別管理措置に該当しない場合、審査批准制から備案制への変更を規定しました。改定弁法では、主に外資によるM&Aについても備案管理とする内容を追加しています。

改定弁法における追加内容

- ▶ 第五条第二項 合併買収・吸収合併などの方式により、非外商投資企業が外商投資企業となり、本弁法が規定する備案範囲に該当する場合、本条第一項に基づき設立備案手続を行い、≪設立申告表≫を作成する。
- ▶ 第六条(三) 合併買収による外商投資企業設立取引の基本情報変更
- ▶ 第七条 外国投資者による非外商投資の上場会社への戦略投資について、本弁法が規定する備案範囲に 該当する場合、証券登記決済機構の登記前あるいは登記後 30 日以内に備案手続を行い、≪設 立申告表≫を作成しなければならない。

外商投資の上場会社が新たな外国投資者を引き入れる戦略投資について、備案範囲に該当する場合、証券登記決済機構の登記前あるいは登記後 30 日以内に変更備案手続を行い、≪変更申告表≫を作成しなければならない。

備案完了後、戦略投資の備案情報に変更が生じた場合、≪証券法≫および関連規定が要求する 情報開示義務者による情報開示義務の履行日から 5 日以内に変更備案を行わなければならない。

- > 第八条(七) 外商投資企業の最終実際支配者の持分構造図(変更事項が外商投資企業の最終実際支配者の変 更に関連しない場合は提出不要)
- ▶ 第八条(八) 外国投資者が規定に合致した国外会社の持分を支払手段とする場合、国外会社の持分を取得した国内企業の≪企業国外投資証書≫を提出しなければならない。



2. 改定弁法の概要

項目	内容(青字は改定弁法による追加箇所)		
対象企業	 新設および設立済の外商投資企業 投資性公司、ベンチャーキャピタル企業などの投資類外商投資企業からの投資は、外国投資者からの投資と見なす 本弁法の実施前に商務主管部門がすでに受理している外商投資企業の設立/変更事項について、審査・批准が完了しておらず、かつ備案範囲に該当している場合、審査・批准手続を終了し、本弁法に基づき備案手続を行わなければならない 		
備案機関	国務院商務主管部門各省・自治区・直轄市・計画単列市・新疆生産建設兵団・副省級都市の商務主管部門自由貿易試験区・国家級経済技術開発区の関連機関		
備案事項	▶ 外商投資企業の設立·変更(国家の規定により実施される参入特別管理措置に該当しない場合)		
備案範囲	 ▶ 設立 ・外商投資企業の設立 ・合併買収・吸収合併などの方式により非外商投資企業が外商投資企業となる場合(備案範囲に該当する場合) ・外国投資者による「非外商投資の上場会社」(内資上場企業)への戦略投資*(備案範囲に該当する場合) ▶ 変更 ・外商投資企業の企業基本情報変更、投資者の基本情報変更、合併買収による外商投資企業設立取引の基本情報変更、持分(株式)・合作権益変更、合併・分割・終止、財産権益の対外担保・譲渡、中外合弁企業の外資出資者による先行投資回収、中外合弁企業による経営管理の委託を含む ・「外商投資の上場会社」(外資上場企業)が新たな外国投資者を引き入れる戦略投資*(備案範囲に該当する場合) 		

^{※「}戦略投資」とは、≪外国投資者による上場会社への戦略投資管理弁法≫(商務部・証監会・税務総局・工商総局・外管局令2005年第28号)で規定された、外国投資者による上場企業への中長期的な戦略買収投資を指す

3. 備案管理が適用されない項目

外商投資企業の設立・変更について、参入特別管理措置(ネガティブリスト)に該当する場合、引き 続き審査批准制が適用されます。また、参入特別管理措置は、自由貿易試験区の内外によって適用さ れる範囲が異なります。

	地域	参入特別管理措置(ネガティブリスト)	施行日
	自由貿易試験区内 (現在 11 ヶ所)	≪自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置 (ネガティブリスト)(2017 年版)≫	2017年7月10日~
	自由貿易試験区外	≪外商投資産業指導目録(2017年改正)≫内の 「外商投資参入特別管理措置(外商投資参入ネガティブリスト)」	2017年7月28日~

[※] 上表は≪外商投資企業設立および変更備案管理関連事項に関する公告≫(商務部公告2017年第37号)に基づく。 両ネガティブリストの詳細はSMBC NEWS【2017】20号ご参照



(ご参考)外商投資企業の設立/変更時の備案手続フロー(青字は改定弁法による追加箇所)

外商投資企業

設立:

- ・企業名称事前認可取得後、営業許可証発行前、あるいは営業許可証発行後30日以内に、総合管理システムを通じて申告
- ・外国投資者による非外商投資の上場企業へ の戦略投資の場合、証券登記決済機構の登 記前、あるいは登記後30日以内に備案

変更:

- *変更事項発生後、30日以内に備案
- ・外商投資の上場会社が新たな外国投資者を 引き入れる戦略投資の場合、証券登記決済 機構の証券登記前、あるいは登記後30日以 内に備案
- ・戦略投資の備案情報に変更があった場合、情報開示義務者による情報開示義務の履行日から5日以内に変更備案

総合管理システムにて以下書類を作成・提出

- ① ≪設立申告表≫あるいは≪変更申告表≫
- ② 外商投資企業名称事前認可資料あるいは営業許可証
- ③ 《外商投資企業設立(変更)備案申告承諾書≫
- ④ すべての投資者(あるいはすべての発起人)または外商投資 企業が指定した代表あるいは共同委託した代理人の証明 (授権委託書および被委託人の身分証明を含む)
- ⑤ 投資者あるいは法定代表人が他人に関連文書の署名を委託 することの証明(授権委託書および被委託人の身分証明を 含む)
- ⑥ 投資者資格証明あるいは自然人の身分証明(投資者の基本 情報変更に限る)
- ⑦ 法定代表人の身分証明 (法人代表人変更に限る)
- ⑧ 外商投資企業の最終実際支配者の持分構造図(外商投資企業の最終実際支配者変更に限る)
- ⑨ 国外会社の持分を取得した国内企業の≪企業国外投資証書≫ (国外会社の持分を支払手段とする場合)
- ※書類原本が外国語の場合、中国語翻訳も同時に提出

備案機関(商務部門)

- *記入された情報の完全性、正確性を確認 (不備の場合、補完必要情報を企業に通知)
- ・備案範囲に該当するか否かを判定 (該当しない場合3営業日以内に企業に通知)

不備情報の通知

外商投資企業

- ・補完必要情報は15日以内に提出する必要あり
- ・備案範囲に該当しない場合、関連法律に基づき 手続

備案機関(商務部門)

- *3 営業日以内に備案手続を完了し、オンラインで備案結果を企業に通知
- *15 日以内に補完情報の提出がない場合、企業に備案未完了通知

┃ 補完情報提出

未完了通知

外商投資企業

- 同一事項の備案申請は改めて提出可
- ・設立/変更事項を実施済の場合、5 営業日以内 に別途備案提出必要

外商投資企業

・備案完了通知を受けた後、備案機関の窓口に て、≪外商投資企業設立(変更)備案受領 書≫を受け取り



備案受領書を受け取り時、以下書類のいずれかが必要

- ① 《企業名称事前認可通知書》(写し)または
- ② 外商投資企業営業許可証(写し)

以上



当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

一四会先

本 店:上海市浦東新区世紀大道 100 号 上海環球金融中心 11 階/電話:86-(21)-3860-9000 · FAX:86-(21)-3860-9999

上海浦西出張所:上海市長寧区興義路 8 号 上海万都中心 12 階 1、12、13 号/電話:86-(21)-2219-8000·FAX:86-(21)-2219-8199

上海自貿試験区出張所:上海市中国(上海)自由貿易試験区馬吉路88号7、8棟1階/電話:86-(21)-2067-0200·FAX:86-(21)-2067-0399

瀋陽支店:瀋陽市瀋河区青年大街1号 市府恒隆広場16階1606室/電話:86-(24)-3128-7000 · FAX:86-(24)-3128-7781

北京支店:北京市朝陽区光華路1号 北京嘉里中心北楼16階1601号室/電話:86-(10)-5920-4500 • FAX:86-(10)-5915-1080

天津支店:天津市和平区南京路 189 号 津匯広場 2座 12 階/電話:86-(22)-2330-6677 · FAX:86-(22)-2319-2111

天津濱海出張所:天津市天津経済技術開発区広場東路 20 号 濱海金融街東区 E2B8 層/電話:86-(22)-6622-6677・FAX:86-(22)-6628-1333

蘇州支店:蘇州市高新区獅山路 28 号 蘇州高新国際商務広場 12 階/電話: 86-(512)- 6606-6500·FAX: 86-(512)-6606-8500

蘇州工業園区出張所:江蘇省蘇州工業園区蘇州大道西2号 国際大厦16楼/電話:86-(512)-6288-5018·FAX:86-(512)-6288-5028

常熟出張所:常熟市東南開発区東南大道 333 号 科創大厦 8 楼/電話:86-(512)-5235-5553 • FAX:86-(512)-5235-5552 昆山出張所:江蘇省昆山市前進東路 399 号 台協国際商務広場 2001-2005 室/電話:86-(512)-3687-0588 • FAX:86-(512)-6606-8500

杭州支店:杭州市下城区延安路 385 号 杭州嘉里中心 2 幢 5 階/電話:86-(571)-2889-1111 · FAX:86-(571)-2889-6699

広州支店: 広州市天河区華夏路 8 号 国際金融広場 12 階/電話: 86-(20) 3819-1888 • FAX: 86-(20) 3810-2028

深圳支店:深圳市福田区中心四路1号 嘉里建設広場二座23層/電話:86-(755)-2383-0980・FAX:86-(755)-2383-0707 重慶支店:重慶市南岸区南濱路22号 重慶長江国際1棟第34階02号/電話:86-(23)-8812-5300・FAX:86-(23)-8812-5301 大連支店:大連市西崗区中山路147号 森茂大厦4楼-A室/電話:86-(411)-3905-8500・FAX番号:86-(411)-3905-8599